

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、企業価値の増大を図りつつ、株主をはじめ企業を取り巻く顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダー（利害関係者）の信頼を得るために、経営の効率性、透明性、健全性を確保できる最適な経営体制を確立することを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりです。

【原則1 - 4】

当社は、毎年1回以上保有するすべての株式について保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の保有意義の検証を行い、保有の適否について決定しております。

具体的には、上記の資本コストに見合わない株式については、原則として縮減を行う方針であります。一方で、国内外での競争に勝ち抜き持続的に成長していくため、事業に関わる企業との関係の維持・強化が必要であると考えております。このため当社は、事業戦略・財務戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案することとしております。

また、政策保有株式の議決権行使について社内規程において明確な決裁権限を定めており、その議決権行使の判断の過程において中長期的な視点での当社及び投融資先企業における持続的成長と株主企業価値向上及び投融資先企業の持続的成長に資する提案であるかを検討しております。

なお、当社の事業に重大な悪影響を及ぼすと考えられる議案については反対票を投じることとしております。

【原則1 - 7】

当社は、会社と役員、主要株主との取引について、市場価格や他社比較など一定の合理性を有する条件で取引することを原則としております。

また、年に1度以上役員に関連当事者取引の有無を確認しており、上記の取引を行う場合には必ず取締役会で経済合理性について検証し、承認をすることとしております。

【原則2 - 6】

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

【原則3 - 1】

・会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社グループは、「Feedをはじめの一步として、畜・水産業界の持続的発展に貢献し、食の未来を創造します」を経営理念として掲げております。

そのような経営理念の下、畜水産生産者の皆様へは、生産性に寄与する高品質・低コストな製品の供給、消費者の皆様には「川上から川下へ」会社独自の事業を活かして安定的に安全・安心な食品の供給を行う配合飼料業界のリーディングカンパニーを目指してまいります。なお、当社の経営理念、経営計画等につきましては当社ホームページ上に記載しておりますので、ご参照ください。

○ 経営理念 (<http://www.feed-one.co.jp/company/philosophy/>)

○ 経営計画 (<http://pdf.irpocket.com/C2060/axM2/AiPz/UEbU.pdf>)

○ 2020年3月期 決算説明会動画 (<https://www.net-presentations.com/2060/20200527/>)

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、企業価値の増大を図りつつ、株主をはじめ企業を取り巻く顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダー（利害関係者）の信頼を得るために、経営の効率性、透明性、健全性を確保できる最適な経営体制を確立することを基本方針としております。

・経営幹部・取締役の報酬決定を行うに当たっての方針

当社は、経営陣幹部・取締役の報酬について次のとおり方針を定めております。

【基本方針】

○ 社外取締役を主な構成員とする指名・報酬委員会への取締役の個別報酬等に関する諮問を原則とし、役員報酬決定手続きにかかる透明性、客観性が確保できるプロセスを経ること。

○ 中期経営計画に基づく短期的な業績連動及び中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとなる設計とすること。

○ 優秀な人材を確保・維持できる金額水準しつつ、役位別の報酬額が同業他社及び同規模の企業と乖離しないこと。

なお、社外取締役の報酬については基本報酬のみで構成することとしております。

・経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名等を行うに当たっての方針

経営陣幹部の選任及び取締役・監査役の指名については、各候補者の有する能力、資質、実績等を総合的に勘案すること、また、社外役員の指名については、加えて客観的な視点から意見を頂ける方を指名選任することを方針としております。

・上記方針にかかる手続

当社では、独立社外取締役を主たる構成員とする「指名・報酬委員会」を設置し、取締役候補者の選定及び取締役の報酬体系等に関してその適切性等の検討を行います。
取締役会は、指名・報酬委員会の答申を含む上記手続きを経て取締役・監査役候補者の選定、取締役報酬の決定を行います。
なお、取締役・監査役の選任議案において個々の選任・指名の理由について説明を行ってまいります。

【補充原則4-1-1】

当社では、取締役会において経営陣に対する委任の範囲を定めた職務権限規程を制定し、経営の基本方針となる中期経営計画や重要な資本政策等一定の基準を設けて、取締役会で決定する事項、経営陣に決定を委任する事項を定めております。

【原則4-9】

当社は、独立した社外取締役及び社外監査役の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を適用しております。

【補充原則4-11-1】

当社は、現行の取締役会の構成が、迅速な意思決定ができる適正な規模と考えております。また、取締役候補者については、取締役会における多角的な議論を可能とするため、豊富な業界の知識、会社経営、法律等の専門的な知見等、多様な知見を有している方を選定しております。

【補充原則4-11-2】

当社は毎年役員の兼務状況について事業報告等で開示しておりますので、下記URLをご参照ください。
(<https://pdf.irpocket.com/C2060/gAJe/MWqz/dkn1.pdf>)

【補充原則4-11-3】

当社取締役会は毎年、社外を含む全ての取締役・監査役に対し自己評価を含む意見調査等を実施し、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っており、これらの分析等を踏まえて現在の当社の取締役会は全体として実効性があると評価しております。

【補充原則4-14-2】

取締役においては、取締役の自己研鑽の推奨のほか、外部専門家等を活用して、取締役の多様な能力向上のため就任時及びその後継続的に定期的な研修会を実施いたします。
監査役においても同様に、研修会への参加のほか、加入外部団体の開催する講習会への出席をしております。
また、社外取締役に対しては、会社の事業への理解を深めることを目的として、上記に加え、会社の業務内容の説明、事業場の視察などを行っております。

【原則5-1】

当社は、投資家が適切な投資判断を形成するために必要な情報を、適時適切且つ公正に開示していくことを基本方針としております。また、今後は株主・投資家の皆様との対話による双方向コミュニケーションの更なる充実を目指してまいります。
・当社は社長室をIR担当窓口としておりますが、必要に応じて担当取締役との面談を検討してまいります。
・当社は社長室を中心として、経営企画部・財務経理部・総務部が連携して投資家向け決算説明やHP開示の充実等株主との対話を促進する取り組みを検討しております。
・建設的な対話に向けた機関投資家からの面談の申込みについては、社長室をIR担当窓口として前向きに対応してまいります。その他、決算説明会や会社説明会などIRイベントの実施にも取り組んでまいります。
・IR活動における株主の皆様の意見・懸念は、代表取締役に定期的に報告しております。また、担当取締役より、取締役会への報告を実施し、投資家目線を経営に生かすことで企業価値向上に努めます。
・インサイダー情報の管理については社内規程を制定し、全社に周知徹底を図るとともに、決算期などの一定期間における対話を制限するなど厳格に運用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	9,838,416	24.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,924,900	4.88
有限会社大和興業	1,207,000	3.06
ケイヒン株式会社	1,047,175	2.65
株式会社横浜銀行	981,780	2.49
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	967,860	2.45
東京海上日動火災保険株式会社	857,411	2.17
農林中央金庫	840,576	2.13
朝日生命保険相互会社	803,968	2.04
株式会社ヨンキュウ	600,012	1.52

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石塚章夫	弁護士											
久保田紀久枝	学者											
後藤敬三	その他											
塚原慶一	他の会社の出身者							○	○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石塚章夫	○	石塚章夫氏は、弁護士であります。 なお、当社と同氏との間に顧問契約等の取引関係、その他利害関係はありません。	石塚章夫氏は、裁判官の経験及び法律の専門的知識を活かし当社の理論に捉われない忌憚のない意見を頂戴することにより、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、選任しております。 また同氏は、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定いたしました。

久保田紀久枝	○	久保田紀久枝氏は、お茶の水女子大学の名誉教授及び東京海洋大学並びに東京農業大学の非常勤監事であります。 なお、当社と同氏との間取引関係、その他利害関係はありません。	久保田紀久枝氏は、名誉教授を務めるお茶の水女子大学で食品の科学等の研究に長く携わっており、主に当社の食品事業に関する専門的知識を有していることに加え、国立大学法人の監事を務めるなど、当社の経営全般に関して客観的な視点で有益な助言及び提言をいただけるものと判断し、選任しております。 また同氏は、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定いたしました。
後藤敬三	○	――	後藤敬三氏は、国税局における業務経験に加え、立教大学大学院経済研究科の特別任用教授を務めたことなどから金融・経済等に関する専門知識を有していることに加え、日本貨物鉄道㈱の常勤監査役として培われた経験を活かして、客観的な視点で有益な助言及び提言をいただけるものと判断し、選任しております。 また同氏は、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定いたしました。
塚原慶一		塚原慶一氏は、三井物産株式会社食料本部本部長補佐であり、特定関係事業者(主要な取引先)の使用人であります。当社グループは同社より配合飼料の主原料であるトウモロコシ等の購入を行っている一方で、同社は当社グループの配合飼料の一部の販売窓口となっておりますが、取引は定期的に発生しているものであり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。	塚原慶一氏は、三井物産株式会社において主に携わった穀物・油脂事業に対する知見に加え、海外法人のCOO及び食肉関係の会社で執行役員を務めるなどの経営経験を有しており、当社の事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで、当社の経営体制の強化につながると判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役

補足説明	更新
------	----

社外取締役を主たる構成員とする「指名・報酬委員会」を設置し、取締役候補者の選定並びに役員報酬体系等に関してその適切性等の検討を行い、取締役会への答申を実施しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

内部監査部(人員5名)は社長が直轄する部門として、当社グループの内部監査及び内部統制評価を行っております。また、その活動に当たっては、当社及び当社グループに対し必要に応じて、質問、往査を行うほか、監査役及び会計監査人と定期的又は必要に応じて情報交換を図っております。
監査役は毎月開催される取締役会に出席し、取締役の意思決定、業務執行に対する監視及び監督を行うほか、経営会議、グループ戦略会議等

の社内の重要な会議に出席し、適宜意見を述べるなどしております。
また、年間スケジュールに基づき提出会社の業務監査を実施するとともに、関係子会社の監査役と連携して業務執行の監査を補助し、グループにおける監査機能強化に努めております。
監査役と内部監査部及び会計監査人とは定期的に意見交換等を行うとともに、監査役会は決算の都度、会計監査人から監査報告の詳細な報告及び説明を受け、監査の方法及び結果が相当であるかどうかの検討をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
矢野栄一	他の会社の出身者													
椿 勲	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢野栄一		—	矢野栄一氏は、金融機関で培った経営・財務に関する幅広い見識を当社の監督体制強化に活かしていただくため、選任しました。
椿 勲	○	椿勲氏は株式会社椿総合経営研究所の代表取締役であります。同氏及び同社との取引関係、その他利害関係はありません。	椿勲氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査に反映していただくため選任しました。また、同氏は、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

当社の取締役の報酬は金銭報酬(固定報酬、業績連動報酬)と非金銭報酬(株式報酬)で構成されており(社外取締役の報酬は固定報酬のみ)、上記の基本方針に基づき、役位、業績目標数値に対する達成率、部門評価、市場環境、社会情勢等を総合的に勘案して金銭報酬と非金銭報酬の額をそれぞれ算出しております。また、指名・報酬委員会において各報酬の支給割合は金銭報酬と非金銭報酬の総額のバランスを勘案しつつ、同業他社及び同規模の企業と比較検討を行うこととしております。

業績連動報酬にかかる指標は、事業環境要因の変動や持分法関連会社の運営にかかるリスク等も広範に捉えた上で各取締役の業績評価を明確にするため、当社の中期経営計画の経常利益としており、金銭報酬及び非金銭報酬の額に対して、業績連動報酬は役位別に中期経営計画の達成状況に連動して0%から25%の範囲で構成されなお、非金銭報酬は役位別に9%から15%の範囲で構成されております。

なお、監査役の報酬については、監査役会の協議により決定しております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

当社は、取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議によって定めるものとします。

2015年6月26日開催の第1期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役の報酬等の額は年額300百万円以内(うち、社外取締役分は年額30百万円以内)。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものと定めております。

また、2018年6月28日開催の第4期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役の株式報酬の額は年額30百万円以内(ただし、社外取締役は除く)と定めております。

監査役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第1期定時株主総会の決議に基づき、年額90百万円以内と定めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

当社は報酬の決定方針については、取締役会で決定することとしており、次の基本方針を定めております。

(基本方針)

- ・社外取締役を主な構成員とする指名・報酬委員会への取締役の個別報酬等に関する諮問を原則とし、役員報酬決定手続きにかかる透明性、客観性が確保できるプロセスを経ること。
- ・中期経営計画に基づく短期的な業績連動及び中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとなる設計とすること。
- ・優秀な人材を確保・維持できる金額水準としつつ、役位別の報酬額が同業他社及び同規模の企業と乖離しないこと。

(当該方針の内容の概要)

当社の取締役の報酬は金銭報酬(固定報酬、業績連動報酬)と非金銭報酬(株式報酬)で構成されており(社外取締役の報酬は固定報酬のみ)、上記の基本方針に基づき、役位、業績目標数値に対する達成率、部門評価、市場環境、社会情勢等を総合的に勘案して金銭報酬と非金銭報酬の額をそれぞれ算出しております。また、指名・報酬委員会において各報酬の支給割合は金銭報酬と非金銭報酬の総額のバランスを勘案しつつ、同業他社及び同規模の企業と比較検討を行うこととしております。

業績連動報酬にかかる指標は、事業環境要因の変動や持分法関連会社の運営にかかるリスク等も広範に捉えた上で各取締役の業績評価を明確にするため、当社の中期経営計画の経常利益としており、金銭報酬及び非金銭報酬の額に対して、業績連動報酬は役位別に中期経営計画の達成状況に連動して0%から25%の範囲で構成されなお、非金銭報酬は役位別に9%から15%の範囲で構成されております。

なお、監査役の報酬については、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、総務部が窓口となり各種連絡、情報提供等を行っております。

また、監査役会の事務局を総務部が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1)業務執行の機能に係る事項

取締役会は、業務執行における重要な意思決定を司り、取締役・監査役の参加により原則月1回実施しております。また、経営に関する重要な案件につき十分な検討を行うため、取締役会参加メンバーに加え、執行役員が参加する経営会議を原則月1回以上、監査役が参加する監査役会を原則月1回実施しております。

当社は、コンプライアンス委員会、与信委員会等重要案件を検討する委員会を設置するとともに、社外監査役2名を含む監査役監査により、経営の監視体制を整備しております。

(2)監査機能に係る事項

監査役会は原則として毎月開催され、監査役会において定められた監査計画に従って行われた各監査役の監査の方法及び結果が報告されるほ

か、各部門長から業務の状況について報告を受け、必要に応じ各支店、工場及び関係会社を往査しております。監査役と会計監査人及び内部監査部門との連携強化を図るとともに、監査役会の事務局を設置し監査役の職務をサポートする体制を整えております。

外部監査は、有限責任監査法人トーマツを選任しており、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、以下のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 嶋原 泰貴

指定有限責任社員 業務執行社員 歌 健至

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は意思決定の迅速化、業務執行の合理化、効率化と監督機能の強化の両立を目指し、執行役員制度の導入や経営会議等により合理化を図る一方、取締役会で経営リスク管理体制の強化並びに経営の透明性を確保することを目的とし、社外取締役を選任しております。また監査役会制度を採用し、監査役3名の内2名を社外監査役とすることで当社の経営・業務執行の意思決定につき、中立の立場で客観的に経営監視を行える体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、定時株主総会における株主総会招集通知の早期発送やＨＰでの発送前開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、定時株主総会における開催日は集中日を回避して設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、議決権行使における電磁的な方法を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	当社は、議決権電子行使プラットフォームへ参加し、機関投資家の方の議決権行使環境の向上に取り組んでおります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、招集通知の英文を提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上の決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書をはじめ、適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室が行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	フィード・ワングループ社員行動規範を定め、当社グループの役職員の社会的責任、企業倫理を示しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動として国産畜産物の正しい理解を深めるための食育活動を実施しております。また、水産資源保護の観点から、低魚粉飼料の開発、クロマグロの完全養殖事業など、事業特性に合った課題解決に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社グループの取締役会は、法令、定款、株主総会決議、社内諸規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (2)当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令等を遵守し、適切な企業活動を推進することを目的に「フィード・ワングループ社員行動規範」の周知を図る。
- (3)監査役は、会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査する。
- (4)内部通報制度規程を当社グループに周知するとともに、毎年の通報状況について定期的に当社取締役会へ報告し、取締役会は当該通報結果に対するフォローアップを行い、その実効性を高めるために必要な措置を講じる。また、内部通報制度に関する評価を行い、継続的な改善を図る。
- (5)当社取締役会は内部通報制度を含むコンプライアンスに関して当社グループへ教育、研修、周知に努めると共に、必要な能力、適性を有する担当者を配置、育成するよう努める。
- (6)コンプライアンス委員会において、当社グループのコンプライアンスに関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。
- (7)当社グループは市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、決して反社会的取引は行わない。また、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務に関する文書の管理は、適用される法令、「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、重要な文書・記録を適切に保存及び管理する。
- (2)当社グループの個人情報の取扱いについては、「個人情報保護規程」等に基づき管理する。
- (3)当社グループの企業秘密の取扱いについては、「営業秘密保持規程」に基づき管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社グループの品質に伴うリスクを管理するため、「品質方針」を定めるとともに、品質保証部を中心とした当社グループの製品、商品の安全性等品質上のリスク発生を防止する管理体制とする。また、品質保証委員会において品質に関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。
- (2)当社グループの事業展開に伴い生じるリスクを管理するため、「全社的リスクマネジメント規程」を運用するとともに、経営企画部がリスク情報を統括して、取締役会等への定期的な報告を行う。また、各部門が担当する業務の個別具体的なリスク管理を行う。

4 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して機能の明確化と経営の迅速化を図るための執行役員制度を設ける。
- (2)意思決定・監督機能と業務執行機能との間で共通認識を確保し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を図るため、重要事項については、経営会議の審議を経て毎月開催される取締役会において意思決定を行う。
- (3)当社グループは、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき区分し、それぞれの担当部門の責任者がその権限と責任に従い適切に運営する。

5 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)代表取締役及び関係する取締役、執行役員並びに使用人が出席するグループ戦略会議及び「関係会社管理規程」、「職務権限規程」等に基づきグループ各社の業務の執行を管理する。
- (2)業務ラインから独立した内部監査部に定期的な当社及び当社グループ各社の内部監査を実施させ、内部統制システムの運用及び整備の状況を調査し、その調査内容、改善事項等を当社取締役会に報告する。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の事務局を総務部とするほか、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の職務を補助するための使用人を置く。

7 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、監査役の職務を補助するための使用人の職務の独立性を阻害しないよう留意するとともに、総務部の担当取締役は、監査役の職務を補助するための使用人の人事について、あらかじめ監査役会の同意を得る。

8 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役、執行役員及び使用人は、監査役が取締役会のほか経営会議、グループ戦略会議等の社内の重要な会議に出席し適時報告を受けられる体制を整えるとともに、監査役の求める定期報告や重要な稟議書、議事録などの書類の回付等により、経営の意思決定及び業務執行の状況を監査役に報告する。また、監査役が当社グループの業務の執行状況に関し説明を求めたときは、当社グループの取締役、執行役員及び使用人は迅速かつ確に対応する。
- (2)当社グループの取締役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの経営に著しい影響を及ぼす事象の発生を認識したときは、監査役に対し速やかに報告する。

9 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役へ相談通報したことを理由として、いかなる不利益を与える取扱いも行わない。

10 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び取締役は、監査役と定期的に意見交換を行うとともに、監査役監査の重要性を認識し、監査役が会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査できるよう監査業務への協力体制を整える。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、次のとおり体制を整備し、適宜検証又は改善に努めます。

(1)当社はグループ社員行動規範において、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、決して反社会的取引は行わない旨を定めております。

(2)当社は、反社会的勢力排除に向け、総務部を中心として関係各機関の研修に参加する他、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する体制整備を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制について

当社では、投資判断に影響を与える発生事実、決定事実、決算情報が発生した場合等の重要情報の開示については、金融商品取引法等の諸法令ならびに、当社が株式を上場している金融商品取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、以下の様な運用体制により、適正な情報開示を行っております。

(1)発生事実

当社及び関係会社にて発生した重要情報は、社内規程(内部情報管理規程及び関係会社管理規程)に従い当該重要事実の発生部門・関係会社より各主管部門の責任者に適時に報告されると共に、当社グループのリスク統括・関係会社管理部門である経営企画部に適時に報告され、当該重要情報が経営企画部に集約される体制となっております。経営企画部長は、情報取扱責任者である総務部長と共に管掌役員並びに所管部門長と当該情報の適時開示の要否、時期・方法等につき速やかに協議を行い、当該重要事実につき適時開示が必要と判断された場合は、社長の承認を得て、総務部長より当該情報を遅滞なく開示しております。

(2)決定事実

当社グループの稟議統括部門である経営企画部が社内規程(稟議規程、内部情報管理規程及び関係会社管理規程)に従い、当社及び連結子会社にて決定した重要情報を集約し、適時開示が必要となる可能性がある重要事実については、情報取扱責任者である総務部長、管掌役員及び所管部門長と速やかに協議を行い、適時開示の要否を判断する体制となっております。当該重要事実につき、適時開示が必要と判断された場合には、当該情報の開示時期・方法等につき速やかに決定の上、社長の承認を得て、総務部長より当該情報を遅滞なく開示しております。

(3)決算情報

当社の財務経理部にて決算財務数値を作成し、また総務部にて定性情報を取り纏め、取締役会の承認を得たあと、財務経理部にて速やかに適時開示手続きを行っております。

会社の機関・内部統制システムについて

会社の機関・内部統制システムを図に示すと次のとおりです。

